

①ほつとするね 緑の府中

府中市

■発行 府中市市民部保険年金課

■77号 令和8年7月1日発行

国保だより

国民健康保険加入状況
世帯数 31,576 世帯
被保険者数 43,793 人
令和8年4月1日現在

国民健康保険（以下、「国保」といいます）は、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるようにするための医療保険制度です。国保税を納期限内に納付いただくことで、国民健康保険制度の安定的な運営につながります。

1 令和8年度 国保税の算定基準見直し

本市の国民健康保険事業の安定的かつ健全な運営及び法定外一般会計繰入金による赤字ほてん（令和6年度決算 約35億円）の削減を図るため、国保税率等のあり方を国民健康保険運営協議会に諮問し、2年ごとに税率等を見直すことが適当である旨の答申を得ました。国保税の税率等の見直しは避けられず、**子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援納付金分を徴収する必要**があることも踏まえて、令和8年度において国保税の算定基準の見直しを行いました。

【国保税率等の改定計画（予定）】

本市の税率等は、これまで低く抑えられてきました（※）が、国や東京都から令和17年度までに法定外繰入金を解消するよう方針が示されました。

※令和7年度における26市（平均値）との比較 所得割（%）府中市 8.33、26市平均 10.19
均等割（円）府中市 41,000、26市平均 57,596

今後は、法定外繰入金の解消に向け、2年ごとに改定を予定しております。現状の改定計画は表の通りですが、標準保険料率や社会情勢等を考慮しつつ、計画を適宜見直しながら、適切に進めてまいります。

年度	R8	R10	R12	R14	R16
所得割(%)	9.65	10.67	11.69	12.71	13.53
均等割(円)	51,800	60,600	69,400	78,200	85,500

※R10以降は予定です。

※所得割・均等割ともに、医療分・後期高齢者支援金分・介護分・子ども子育て支援納付金分の合計です。



算定基準見直し
詳細はこちら

【令和8年度 国保税率の算定基準】

世帯の年税額（①+②+③+④）		=	所得割率：引上げ	+	均等割額：引上げ
①医療分	課税限度額 66万円 (前年度：65万円)	=	算定基礎額 × 5.63% (参考)標準保険料率 7.85%	+	被保険者数 × 28,720円 (参考)標準保険料率 48,962円
②後期高齢者支援金分	課税限度額 26万円 (前年度：24万円)	=	算定基礎額 × 1.92% (参考)標準保険料率 3.03%	+	被保険者数 × 9,640円 (参考)標準保険料率 18,744円
③介護分 (40歳から64歳の方)	課税限度額 17万円 (前年度：17万円)	=	算定基礎額 × 1.80% (参考)標準保険料率 2.56%	+	被保険者数 × 11,440円 (参考)標準保険料率 18,736円
④子ども・子育て支援納付金分	課税限度額 3万円 (新設)	=	算定基礎額 × 0.30% (参考)標準保険料率 0.30%	+	被保険者数 × 2,000円 (参考)標準保険料率 1,984円

国保税額は、前年の所得から計算する「所得割額」と、加入者（被保険者）一人ひとりにかかる「均等割額」の合計です。医療分、後期高齢者支援金分及び子ども・子育て支援納付金分はすべての加入者の方にかかり、さらに、40歳から64歳の方については介護分が合算されます。年度途中に加入・脱退があった場合は、月割での計算となります。詳細は、納税通知書下部の「国民健康保険税個人明細書」をご参照ください。

※ 算定基礎額は、加入者の前年の収入から経費（給与所得控除、公的年金控除を含む）を引いた所得から、基礎控除（合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）を除いた額です。扶養控除・社会保険料控除・医療費控除等の所得控除の適用はありません。

※ 所得が未申告の方や他市から転入された方は、最初に均等割額のみを課税し、後日、所得金額が判明次第、所得割額分の納税通知書をお送りすることがあります。その場合は、変更後の国保税額をご確認の上、お支払いください。

※ 標準保険料率は、国の基準に基づき東京都が算出し、市区町村は、この数値を参考に税率等を決定します。

2 子ども・子育て支援納付金分、免除・軽減制度

所得割率	0.30%
均等割額	1,900円
18歳以上均等割額	100円
課税限度額	3万円

●所得割額、均等割額及び18歳以上均等割額の総額で算定します。

●低所得世帯への軽減、未就学児の均等割額の軽減及び出産被保険者に係る産前産後期間の免除制度は、他の区分と同様に適用します。

●18歳未満被保険者（18歳到達後最初の3月31日の翌日を迎えていない被保険者）は、均等割額を全額減額します。

3 納付方法 ※国保税の納税義務は世帯主にあるため、世帯主宛に納税通知書を送付しています。

国保税の納付方法は、次の①普通徴収、②特別徴収、①と②の併用徴収の3通りがあります。

① 普通徴収（口座振替または納付書払い）

納付書払いの方は納期限までに納付書裏面に記載の納付方法によりお支払いください。**以前から口座振替の登録をされている方は納付書が同封されません**（口座振替の方は各納期限日に振替を行います）。

※ただし、世帯内の加入者全員が既に脱退している場合は、第1期のみでのお支払いとなります。

※国保税は、基本的に加入月数12か月（1年分）を支払回数9期に分けて課税しているため、当月課税分をその月にお支払いいただいている訳ではありません。

納期限 (振替日)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	3月1日	3月31日

便利で確実な口座振替のご利用を！同封した「府中市預金口座振替依頼書」を返送するだけ！

- 現在、普通徴収の方のうち、口座振替でない方に「府中市預金口座振替依頼書」を同封しております（依頼書の「納税義務者」は世帯主を指します）。**口座振替のお申込み方法や口座振替のできる金融機関等は、同封した「府中市預金口座振替依頼書」をご確認ください。**
- 国保税で登録できる口座は**世帯単位で1つ**です。国保加入者が複数いる場合でも、それぞれの口座から口座振替をすることはできません。

ページ口座振替受付サービス ※ページ口座振替の場合、締め切りは納期限の14日前になります。

保険年金課または納税課窓口で、キャッシュカードによる口座振替のお申込みができます。口座名義人本人がお申込みください。

【取扱可能な金融機関】※生体認証ICカードなど一部取扱不可の場合あり

○三菱UFJ銀行 ○三井住友銀行 ○りそな銀行 ○埼玉りそな銀行 ○きらぼし銀行 ○山梨中央銀行
○東日本銀行 ○東京三協信用金庫 ○多摩信用金庫 ○大東京信用組合 ○中央労働金庫 ○ゆうちょ銀行

【申込に必要なもの（チェックリスト）】

- 上記金融機関のキャッシュカード（暗証番号が必要）
- 申請者（口座名義人）の本人確認書類（マイナンバーカード等）

決済アプリやクレジットカードでもお支払いが出来ます！

- 納付書に印字された「eL(エル)-QR」を利用してのお支払いです。
- ご利用方法や利用可能な決済アプリ等については「地方税お支払いサイト」をご確認ください。
※「地方税お支払いサイト」は、令和8年9月から「eLお支払いサイト」へ名称が変わる予定です。



地方税お支払いサイト

② 公的年金からの特別徴収（世帯主の年金からの天引き）

次の条件すべてに該当する世帯主の公的年金から、国保税を特別徴収（年金からの天引き）します。

- 世帯主が国保に加入しており、なおかつ世帯の国保加入者全員（世帯主も含む）が当該年度の4月1日時点で65歳から74歳であること。
- 世帯主の天引き対象年金の年額が18万円以上であること。
- 府中市の介護保険料が年金天引きとなること。
- 介護保険料と国保税額の合計が、天引き対象年金の受給額の半分以上を超えないこと。
（根拠規定：地方税法第706条、地方税法施行令第56条の89の2）

※ 新たに年金天引き該当となった世帯は、年度途中から天引きが開始される場合があります。

※ 年金天引きの該当となった場合でも、年度途中に加入状況の変更があった場合などは、納付方法が変更となる場合があります。

※ 年金天引きの該当となった場合でも、年金天引きを中止し、口座振替によりお支払いいただくことができます。ご希望の方は、届出印、預金通帳など（金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの）をお持ちのうえ、年金支給月の3か月前の月末までに市役所保険年金課へお申し出ください。

「軽減・免除の対象」、「脱退手続」、「お支払いが困難な場合」について必ず裏面をご覧ください。

4 国保税の軽減・免除制度

要申請

① 産前産後の免除

令和5年11月以降に産前産後または出産した被保険者について、国保税の所得割額及び均等割額が産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）減額されます。

【必要書類（チェックリスト）】 ※市のホームページから申請書をダウンロードし保険年金課に送付、もしくは窓口で申請ください。

- 母子健康手帳など（出産予定日または出産日のわかるもの）
- 本人確認書類
- マイナンバーがわかるもの

② 非自発的失業による軽減

倒産・解雇や雇止め等で離職を余儀なくされ、次の要件に該当する方は、申請により国保税が軽減されます。

【必要書類（チェックリスト）】

- 雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知のうちいずれか1点
- 本人確認書類
- マイナンバーがわかるもの

【対象者】 ※次の(1)～(3)すべてに該当する方

- 離職時点で65歳未満の方
- ハローワークで失業の認定を受け雇用保険受給資格者証等の「離職理由」が次のコードのいずれかに該当の方
「11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34」
- 対象期間の国保税の算定にかかる給与所得がある方

【軽減対象期間】

雇用保険受給資格者証等に記載の離職日翌日の属する月から翌年度末までです。

【申請方法】

右記二次元コード、もしくは市のホームページからのオンライン申請
もしくは保険年金課窓口でご申請ください。



申請不要

① 低所得世帯に対する国保税の軽減制度（均等割額の軽減）

世帯主と国保加入者（被保険者）の軽減判定所得が一定額以下の所得申告済世帯は、国保税の均等割額が自動的に減額になります。

軽減率	世帯の軽減判定所得	前年度（比較）
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下	（変更無）
5割	43万円+31万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下	30万5千円 （+5千円）
2割	43万円+57万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者等の数－1）以下	56万円 （+1万円）

※ 給与所得者等の数は、一定の給与所得者（給与収入55万円超）の人数と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上））を受ける人数の合計を表します。なお、これらに該当する方が世帯にいない場合、（給与所得者等の数－1）はゼロとして計算します。

※ 特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した方で、国保の世帯主と引き続き同一の世帯に所属する方です。

【注】 世帯主や世帯の国保加入者に所得申告をされていない方がいると軽減の対象になりません。

※申告がされていないと前年中に、収入・所得のなかった方でも本来受けられる軽減が適用されないことがあります。

申告先： 市民税課（令和8年1月1日時点、府中市にお住まいの方）
保険年金課（令和8年1月1日時点、府中市にお住まいではない方）

5 国保脱退手続（会社の健康保険に加入した方）※マイナ保険証の方も手続が必要です

国民健康保険から勤務先等の健康保険に加入された場合は、必ずご自身で国保をやめる届出（脱退手続）が必要となります。脱退手続により国保税が変更になる場合は、届出書が市に届いた翌月中旬までに税額変更通知書をお送りします。

オンラインによる手続（最短）

下記二次元コード、もしくは市のホームページからお手続ください。



【ご用意いただくもの（チェックリスト）】

- 勤務先等の資格情報のお知らせ、資格確認書または健康保険証（該当者全員分）
- マイナンバーカードや運転免許証など本人確認書類（届出者のもの）

※有効期限が未到来の府中市国民健康保険資格確認書をお持ちの場合は、市役所保険年金課、市役所総合窓口課、お近くの文化センターへご返却いただくか、郵送にて市役所保険年金課へご返却ください。

オンライン以外による手続

① 郵送による手続

市のホームページから申請書類をダウンロードし、保険年金課にお送りください。

【お送りいただくもの（チェックリスト）】

- 国民健康保険被保険者資格関係届（脱退用）
- 勤務先等の資格情報のお知らせまたは資格確認書のコピー（該当者全員分）
- 有効期限が未到来の府中市の資格確認書（該当者全員分）※お持ちの場合
- マイナンバーカードや運転免許証など本人確認書類のコピー（届出者のもの）

② 窓口での手続

窓口は、市役所保険年金課、市役所総合窓口課、白糸台文化センター、西府文化センターの4カ所です。

【お持ちいただくもの（チェックリスト）】

- 勤務先等の資格情報のお知らせまたは資格確認書のコピー（該当者全員分）
- 有効期限が未到来の府中市の資格確認書（該当者全員分）※お持ちの場合
- マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類（届出者のもの）
- マイナンバーがわかるもの（世帯主及び該当者全員分）

6 納期限までの支払いにお困りの方

国保税の納付が困難な場合は、納期限前に必ず納税課（042）335-4460、4462へご連絡ください。

- ・納期限を過ぎると延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。
- ・ご相談の際は、生活状況のわかる資料（給与明細、預金通帳等）が必要になります。
- ・国保税を納めないでいると、特別療養費（※）の対象になることがあります。※医療費はいったん全額自己負担となり、後日申請により7割または8割を支給します。ただし、滞納分に充当される場合があります。
- ・税金を滞納した状態が続いた場合は、給与照会書を勤務先に送付する調査や、給与・預金・不動産等の差押えなどの滞納処分を受けることもあります。

「ご年齢別の留意点」、「よくある質問」などについて必ず次頁をご覧ください。

7 ご年齢別の留意点

① 今年度 75 歳になられる方（国保税と後期高齢者医療保険料）

75 歳の誕生日から加入する医療保険が後期高齢者医療制度に自動で切り替わり、後期高齢者医療保険料が発生するため、75 歳になる年度の国保税は予め 4 月から誕生月の前月までの加入月数で計算します。また同じ世帯に他の国民健康保険加入者がいる場合は、加入月数により計算した世帯全員分の年税額を各納期に均等に割り振ります。

なお、75 歳に到達した月以降の後期高齢者医療保険料は別途通知します。

【納付方法について】

年度途中で 75 歳に到達する国保加入者がいる場合は、国保税の年金天引きを実施しません。

普通徴収（口座振替または同封されている納付書）でお支払いください。

【資格確認書等について】

新しい資格確認書等は、75 歳になる誕生日の前月下旬頃に送付します。（今までの国保の資格確認書と資格情報のお知らせは不要になります。）

② 今年度 40 歳または 65 歳になられる方（国保税の介護保険分）

40 歳から 64 歳の国民健康保険加入者の方は、介護保険料が国保税の介護分として課税されます。40 歳に達した日の属する月から課税されますが、40 歳に達した月の翌月以降に税額変更通知書をお送りします。

また、65 歳に達する方は 65 歳に達する月以降の介護分を除いて課税しています。介護分が何か月課税されているかは、納税通知書の「国民健康保険税個人明細書」の介護分加入月数をご参照ください。

なお、65 歳に到達した月以降の介護保険料は、介護保険課から別途通知します。

8 交通事故など第三者によって傷病を受けた場合

交通事故など、第三者行為でけがや病気をした際、医療費は加害者が全額負担するのが原則ですので、本来は健康保険が使えません。しかし、一時的に医療費負担が困難な場合は、保険年金課に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出のうえ、マイナ保険証・資格確認書を使用して受診できます。市で負担した医療費は、後で加害者に請求します。

9 マイナポータルで医療機関を受診した際の医療費を確認することができます

マイナンバーカードをお持ちの方は、国のオンラインサービス「マイナポータル」から、ご自身の医療費通知情報を確認することができます。医療機関を受診した際の医療費や自己負担額などが、スマートフォンやパソコンから確認できます。2 か月前の受診履歴が毎月 10 日前後で更新され、年間の比較をグラフで確認することもできるため、ご自身の健康管理を目的に、定期的に確認するようにしましょう。また、医療費控除の確定申告にも活用できます。

マイナポータルへのアクセスはこちらから




ログイン後、「医療費」のメニューから確認できます

10 よくある質問 ※お問合せ前にはご確認をお願いいたします。

Q 国保以外の健康保険に加入中ですが、納税通知書が届きました。

A 国保以外の健康保険に加入している場合や既に国保の脱退手続きを完了している場合でも、下記の条件に当てはまる場合などに納税通知書が届きます。

- 令和 8 年 4 月～ 6 月分で課税が発生している場合
- 世帯員に国保加入者がいる場合

詳細は、納税通知書の下部「国民健康保険税個人明細書」からご確認ください。

会社の健康保険に加入された際は、必ずご自身で国保の脱退手続（5）が必要です。

Q 昨年度より国保税が高くなっています。

A 要因として、下記の場合などが考えられます。

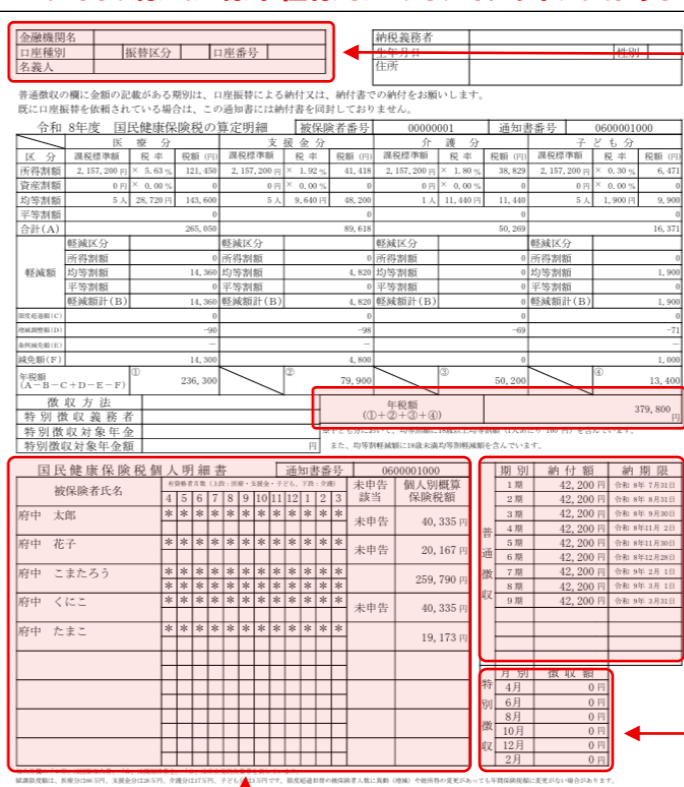
- 税率等が見直された（1）
- 世帯の国民健康保険加入者が増えた
- 一昨年と比較し、昨年の所得が増えた
- 40 歳に到達し介護分が発生した
- 世帯内に所得未申告の方がいるため、「均等割の軽減」が適用されていない（4）

Q 国保加入者の個人別課税額を知りたいです。

A 納税通知書の下部「国民健康保険税個人明細書」をご確認ください。

Q 納税通知書の見方が分かりません。

A 納税通知書の内容について、次のとおりご案内します。国が進める地方公共団体システムの標準化により、納税通知書の様式が標準仕様で定めるレイアウトに変わりました。



納税義務者 住所

令和 8 年度 国民健康保険税の算定明細書

区分	医療分	支援金分	介護分	子ども分
所得割額	2,187,200円	0円	41,418円	38,829円
均等割額	0円	0円	0円	0円
合計(A)	2,187,200円	0円	41,418円	38,829円

年税額 (D) = (A) + (B) + (C) = 379,800円

国民健康保険税個人明細書

被保険者氏名	未申告	個人別課税額	納付額	納期
府中 太郎	未申告	40,335円	42,200円	令和 8 年 4 月 10 日
府中 花子	未申告	20,167円	42,200円	令和 8 年 4 月 10 日
府中 こまつろう	未申告	259,790円	42,200円	令和 8 年 4 月 10 日
府中 くまこ	未申告	40,335円	42,200円	令和 8 年 4 月 10 日
府中 たまこ	未申告	19,173円	42,200円	令和 8 年 4 月 10 日

■口座振替による納付の方
口座登録済の方は口座情報を記載しています。
※登録口座から、世帯の国保加入者全員分がまとめて口座振替となります。
※振替口座の変更・取消の手続きをご希望の場合は、ご連絡をお願いします。
○口座情報についてのお問合せ
府中市市民部納税課 042-335-4449

■年税額
令和 8 年度にご納付いただく国保税額
■算定式
区分ごと（①医療分・②支援金分・③介護分・④子ども分）に、所得割額・均等割額を計算し、その合計額を年税額としています。

■普通徴収の方
各納期の税額を記載しています。納付書または口座振替でお支払いいただく額を記載しています。

■特別徴収の方
世帯主の年金から天引きする額を記載しています。

■国民健康保険税個人明細書
国保税は、区分ごとに個人単位で計算（100 円未満切捨て）し、被保険者全員分を合算して算出します。そのため、加入者ごとの課税合計と年税額は必ずしも一致しません。納付書を個人別に分けることはできません。

—お問合せ先— ※お問合せの際は納税通知書や資格確認書、資格情報のお知らせをご用意ください。

【課税内容について】 保険年金課 (042) 335-4055
※自動音声応答システムによる案内を行っています。

【口座振替について】 納税課 (042) 335-4449

【納税相談について】 納税課 (042) 335-4460、4462